青森市いじめ防止基本方針について

# 青森市いじめ防止基本方針の記載概要

# 第1 いじめの防止等のための対策の基本的な方向に関する事項

- 1 いじめの防止等の対策に関する基本理念
- 2 いじめの定義
- 3 いじめの理解
- 4 いじめの防止等に関する基本的考え方

# 第2 いじめの防止等のための対策の内容に関する事項

- 1 市が実施する施策
- (1) 青森市いじめ防止基本方針の策定
- (2) 青森市いじめ問題対策連絡協議会の設置
- (3) 青森市いじめ防止対策審議会の設置
- (4) 市長による再調査及び措置

# 2 教育委員会が実施すべき取組

- (1) いじめの防止等のための取組
- (2) いじめに対する措置
- (3) 重大事態への対処
- (4) 学校評価の留意点、教員評価の留意点
- (5) 学校運営改善の支援

# 3 学校が実施すべき取組

- (1) 学校いじめ防止基本方針の策定
- (2) 学校におけるいじめの防止等の対策のための組織
- (3) 学校におけるいじめの防止等に関する措置

# 4 家庭・地域及び関係機関等における取組の必要性

- (1) 家庭・地域及び関係機関等における取組の在り方
- (2) 家庭・地域及び関係機関等での取組

# 5 重大事態への対処

- (1) 教育委員会又は学校による調査
  - ア 重大事態の発生と調査
  - イ 調査結果の提供及び報告
- (2)調査結果の報告を受けた市長による再調査及び措置
  - ア 再調査
  - イ 議会への報告
  - ウ 再調査の結果を踏まえた措置

# 青森市いじめ防止基本方針

平成27年3月 青森市·青森市教育委員会

# 目次

	ページ
はじめに	1
第1 いじめの防止等のための対策の基本的な方向に関する事項	1
1 いじめの防止等の対策に関する基本理念	1
2 いじめの定義	1
3 いじめの理解	2
4 いじめの防止等に関する基本的考え方	3
第2 いじめの防止等のための対策の内容に関する事項	4
1 市が実施する施策	4
(1) 青森市いじめ防止基本方針の策定	4
(2) 青森市いじめ問題対策連絡協議会の設置	4
(3) 青森市いじめ防止対策審議会の設置	4
(4) 市長による再調査及び措置	5
2 教育委員会が実施すべき取組	5
(1) いじめの防止等のための取組	5
(2) いじめに対する措置	6
(3) 重大事態への対処	6
(4)学校評価の留意点、教員評価の留意点	6
(5) 学校運営改善の支援	6
3 学校が実施すべき取組	7
(1) 学校いじめ防止基本方針の策定	7
(2) 学校におけるいじめの防止等の対策のための組織	7
(3) 学校におけるいじめの防止等に関する措置	8
4 家庭・地域及び関係機関等における取組の必要性	9
(1)家庭・地域及び関係機関等における取組の在り方	9
(2)家庭・地域及び関係機関等での取組	9
5 重大事態への対処	1 0
(1)教育委員会又は学校による調査	1 0
ア 重大事態の発生と調査	1 0
イ 調査結果の提供及び報告	1 3
(2)調査結果の報告を受けた市長による再調査及び措置	1 4
アー再調査	1 4
イ 議会への報告	1 4
ウ 再調査の結果を踏まえた措置	1 4
第3 その他いじめの防止等のための対策に関する重要事項	1 4
1 市の基本方針の見直し時期	1 4

# はじめに

いじめは、いじめを受けた児童生徒の尊厳を奪う重大な権利侵害行為である。また、その行為により児童生徒の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがあるものである。このことから、本市においては、「いかなる理由があろうとも、いじめは人間として絶対に許されない」という認識の下、いじめの防止、いじめの早期発見及びいじめへの対処(以下「いじめの防止等」という。)のための対策に取り組んできた。

青森市いじめ防止基本方針(以下「市の基本方針」という。)は、本市の児童生徒の尊厳を保持するため、市・学校・家庭・地域住民その他、関係者の連携の下、学校や教育委員会がこれまで取り組んできた、いじめの防止等のための対策を生かしながら、いじめの問題を克服し、根絶に向けて取り組むよう、いじめ防止対策推進法(平成25年法律第71号。以下「法」という。)第12条の規定に基づき、いじめの防止等のための対策を総合的かつ効果的に推進するために、策定するものである。

# 第1 いじめの防止等のための対策の基本的な方向に関する事項

# 1 いじめの防止等の対策に関する基本理念

- (1) いじめは、全ての児童生徒に関係する問題である。いじめの防止等の対策は、全ての児童生徒が互いに理解しあい、生命や人権を尊重して、誰もがいじめに苦しむことなく、明るく健やかに学校生活を送ることを目指して行われなければならない。
- (2)全ての児童生徒は、いじめを行ってはならない。いじめの防止等の対策は、全ての児童 生徒がいじめを行わず、いじめを認識しながら放置することがないよう、いじめが、いじ められた児童生徒の心身に深刻な影響を及ぼす、許されない行為であることについて、児 童生徒が十分に理解できるようにしなければならない。
- (3) 市では子どもが愛情を持って育まれ、毎日をのびのびと生き、自分らしく豊かに成長し、 発達していくことを目的として平成24年12月25日に「青森市子どもの権利条例」を 制定し、子どもが安心して生きる権利が保障されなければならないとしている。その趣旨 にのっとり、いじめの防止等の対策は、いじめを受けた児童生徒の生命・心身を保護・救 済し、安全・安心を保障することが特に重要であることを認識しつつ、市・学校・家庭・ 地域住民その他、関係者の連携の下、いじめの問題を克服し、根絶することを目指して行 われなければならない。

#### 2 いじめの定義

(定義)

第2条 この法律において「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為(インターネットを通じて行われるものを含む。)であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

※ 囲みの部分はいじめ防止対策推進法の条文である。(以下同じ。)

(1) 法の定義を踏まえた上で、個々の行為が「いじめ」に当たるかどうかの判断は、表面的・ 形式的に行うのではなく、いじめられた児童生徒の立場に立って行う必要がある。

この際、いじめには、多様な態様があることに鑑み、法の対象となるいじめに該当する

かどうかを判断するに当たり、「心身の苦痛を感じているもの」との要件が限定して解釈 されることのないようにする必要がある。

例えば、いじめられていても本人がそれを否定する場合が多々あることを踏まえ、行為が起こったときのいじめられた児童生徒本人や周辺の状況等を客観的に確認するとともに表面のみにとらわれることなく、当該児童生徒の表情や様子をきめ細かく観察するなどして確認する必要がある。

- (2) いじめの認知は、特定の教職員のみによることなく、法第22条の「学校におけるいじめの防止等の対策のための組織」を活用して行う。
- (3)「一定の人的関係」とは、学校の内外を問わず、同じ学校・学級や部活動の児童生徒や、 塾やスポーツクラブ等当該児童生徒が関わっている仲間や集団 (グループ) など、当該児 童生徒と何らかの人的関係を指す。
- (4) 「物理的な影響」とは、身体的な影響のほか、金品をたかられたり、隠されたり、嫌なことを無理矢理させられたりすることなどを意味する。けんかは除くが、外見的にはけんかのように見えることでも、いじめられた児童生徒の感じる被害性に留意する必要がある。例えばインターネット上で悪口を書かれた児童生徒がいたが、当該児童生徒がそのことを知らずにいるような場合など、行為の対象となる児童生徒本人が心身の苦痛を感じるに至っていないケースについても、加害行為を行った児童生徒に対する指導等については法の趣旨を踏まえた適切な対応が必要である。
- (5) いじめられた児童生徒の立場に立って、いじめに当たると判断した場合にも、その全て が厳しい指導を要する場合であるとは限らない。具体的には、好意から行った行為が意図 せずに相手側の児童生徒に心身の苦痛を感じさせてしまったような場合については、学校 は、行為を行った児童生徒に悪意はなかったことを十分加味したうえで対応する必要があ る。
- (6) 具体的ないじめの態様には、以下のようなものがある。
  - ・冷やかしやからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる
  - ・仲間はずれ、集団による無視をされる
  - 軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする
  - ・ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする
  - ・金品をたかられる
  - ・金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする
  - 嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする
  - ・パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷や嫌なことをされる 等
- (7) これらの「いじめ」の中には、犯罪行為として取り扱われるべきと認められ、早期に警察に相談することが重要なものや、児童生徒の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるような、直ちに警察への通報が必要なものが含まれることから、教育的な配慮や被害者の意向への配慮の上で、早期に警察と連携して対応することが必要である。

#### 3 いじめの理解

(1) いじめは、どの子どもにも、どの学校でも、起こり得るものである。

国立教育政策研究所によるいじめ追跡調査では、仲間はずれや無視、陰口などの「暴力を伴わないいじめ」について、多くの児童生徒が入れ替わりながら被害者にも加害者にもなっているという結果が出ている。

また、「暴力を伴わないいじめ」であっても、何度も繰り返されたり多くの者から集中的 に行われたりすることで、「暴力を伴ういじめ」とともに、生命又は身体に重大な危険を生 じさせる場合がある。

(2) いじめの加害・被害という二者関係だけでなく、学級や部活動等、所属集団の構造上の問題(例えば無秩序性や閉塞性)、「観衆」としてはやし立てたり面白がったりする存在や、周辺で暗黙の了解を与えている「傍観者」の存在にも注意を払い、集団全体にいじめを許容しない雰囲気が形成されるようにする必要がある。

## 4 いじめの防止等に関する基本的考え方

#### (1) いじめの防止

- ア 「いじめは、どの子どもにも、どの学校でも、起こり得るものである。」という共通 認識を持ち、常に全ての児童生徒を見守っていくことが重要である。
- イ 学校の教育活動全体を通じ、全ての児童生徒に「いかなる理由があろうとも、いじめは人間として絶対に許されない」という意識を徹底するとともに、児童生徒に豊かな情操や道徳心を培い、児童生徒が互いの存在を認め合う望ましい人間関係を築き、いじめ問題を自分のこととして考え、関わっていこうとする態度を身に付けさせるため、関係者が一体となった継続的な取組が必要である。
- ウ いじめの背景にあるストレス等の要因に着目し、その改善を図り、ストレスに適切に 対処できる力を育む観点が必要である。
- エ 全ての児童生徒が安心でき、自己有用感や充実感を感じられる学校生活づくりが、未 然防止の観点から重要である。
- オ 「いかなる理由があろうとも、いじめは絶対に許されない」行為であるという共通認 識を持ち、その対策には市民一体となって取り組んでいく必要がある。

## (2) いじめの早期発見

- ア いじめの早期発見は、いじめへの迅速な対処の前提であり、全ての大人が連携し、児 童生徒のささいな変化に気付く力を高めることが必要である。
- イ いじめは大人の目に付きにくい時間や場所で行われたり、遊びやふざけあいを装って 行われたりするなど、大人が気付きにくく判断しにくい形で行われることを認識し、さ さいな兆候であっても、いじめではないかとの疑いを持って、早い段階から的確に関わ りを持ち、いじめを隠したり軽視したりすることなく積極的にいじめを認知することが 必要である。
- ウ いじめを受けている児童生徒がいじめを訴えやすい体制を整える必要がある。このため、学校や青森市教育委員会(以下「教育委員会」という。)は、定期的なアンケート調査や教育相談の実施、電話相談窓口の周知等により、早期発見に努めるとともに、家庭、地域と連携して児童生徒を見守ることが必要である。

#### (3) いじめへの対処

- ア いじめがあることが確認された場合、学校は直ちに、いじめを受けた児童生徒やいじめを知らせてきた児童生徒の安全を確保し、いじめたとされる児童生徒に対して事情を確認し、適切に指導するなど、組織的な対応を行うことが必要である。また、家庭や教育委員会への連絡・相談や事案に応じ、関係機関との連携が必要である。
- イ 教職員は日頃から、いじめを把握した場合の対処の在り方について、理解を深めてお く必要があり、また、学校として組織的な対応を可能とするような体制整備が必要であ る。

# (4) 家庭や地域との連携について

ア 社会全体で子どもを見守り、健やかな成長を促すため、学校関係者と家庭、地域との 連携が必要である。例えばPTAや地域の関係団体等と学校が、いじめの問題について 協議する機会を設けたり、学校評議員を活用したりするなど、いじめの問題について、 家庭、地域と連携した対策を推進する必要がある。

イ より多くの大人が子どもの悩みや相談を受け止めることができるようにするため、学校と家庭、地域が組織的に連携・協働する体制を構築することが重要である。

## (5) 関係機関との連携について

- ア いじめの問題への対応は、例えば、学校や教育委員会においていじめる児童生徒に対して必要な教育上の指導を行っているにも関わらず、その指導により十分な効果を上げることが困難な場合などには、関係機関(警察、児童相談所、医療機関、法務局、青森市子どもの権利相談センター等)との適切な連携が必要であるため、日頃から、学校や教育委員会と関係機関の担当者の情報交換や連絡会議の開催など、情報共有体制を構築しておくことが必要である。
- イ 教育相談の実施に当たっては、医療機関などの専門機関との連携を図ったり、青森市 子どもの権利相談センターにおける子どもの権利の侵害に関する相談や青森市教育研 修センター教育相談、青森県総合学校教育センターにおける教育相談等、学校以外の相 談窓口についても児童生徒へ適切に周知したりするなど、学校や教育委員会が、関係機 関と連携することが重要である。

# 第2 いじめの防止等のための対策の内容に関する事項

# 1 市が実施する施策

## (1) 青森市いじめ防止基本方針の策定

本市におけるいじめ防止等のための対策を総合的かつ効果的に推進するため、法の趣旨を踏まえ、国及び県の基本方針を参考にして、「青森市いじめ防止基本方針」を定める。

#### (2) 青森市いじめ問題対策連絡協議会の設置

- ア 本市におけるいじめ防止等に関係する機関及び団体の連携を図るため、「青森市いじめ問題対策連絡協議会(以下「連絡協議会」という。)」を設置する。
- イ 連絡協議会は、学校、児童相談所、法務局、青森警察署、青森南警察署、PTAなど、 必要と認められる機関及び団体等の代表者で構成する。

#### (3) 青森市いじめ防止対策審議会の設置

- ア 教育委員会は、市の基本方針に基づくいじめ防止等の対策を実効的に行うため、市議 会の議決を経て法第14条第3項に基づき青森市いじめ防止対策審議会を設置する。
- イ 青森市いじめ防止対策審議会には、専門的な知識及び経験を有する第三者等の参加を 図り、中立性・公平性が確保されるよう努める。
- ウ 青森市いじめ防止対策審議会は、以下の機能を有するものとする。
- (ア)教育委員会の諮問に応じ、市立小中学校におけるいじめの防止等のための調査研究 等、有効な対策を検討するため専門的知見からの審議を行うこと。
- (イ) 市立小中学校におけるいじめに関する通報や相談について、必要に応じて第三者機関として当事者間の関係を調整するなどして問題の解決を図ること。
- (ウ) 市立小中学校におけるいじめの事案について、教育委員会が、設置する学校からい じめの報告を受け、法第24条に基づく調査を行う場合に、必要に応じて専門的見地 からの調査、助言を行うこと。
- エ 法第28条第1項に基づき、重大事態に係る調査を教育委員会が行う場合は、この青森市いじめ防止対策審議会において調査を行う。(重大事態への対処については「5 重大事態への対処」に詳述)

## (4)市長による再調査及び措置

ア 重大事態に係る調査結果の報告を受けた市長は、当該報告に係る重大事態への対処又 は当該重大事態と同種の事態の発生の防止のため必要があると認めるときは、当該重大 事態に係る調査の結果に対して調査(以下「再調査」という。)を行う。

再調査を行うに当たっては、専門的な知識又は経験を有する第三者(弁護士や精神科医、学識経験者、心理や福祉の専門家等の専門的知識及び経験を有する者であって、当該いじめ事案の関係者と直接の人間関係又は特別の利害関係を有する者ではない者)等による附属機関を設けて行い、公平性・中立性を確保するよう努める。

イ 市長及び教育委員会は、再調査の結果を踏まえ、自らの権限及び責任において、当該 調査に係る重大事態への対処又は当該重大事態と同種の事態の発生の防止のために必要 な措置を講ずる。

(重大事態への対処については「5 重大事態への対処」に詳述。)

# 2 教育委員会が実施すべき取組

# (1) いじめ防止等のための取組

- ア 児童生徒の豊かな情操と道徳心を培い、心の通う人間関係を構築する能力の素地を養 うことが、いじめの防止につながることを踏まえ、全ての教育活動を通じた道徳教育及 び体験活動等の充実を図る。
- イ いじめの防止のため児童会、生徒会が中心となって自主的に行う活動の充実を図ると ともに、児童生徒がいじめ防止のための共通認識を持ち、いじめをなくそうとする意欲 を高める、全小中学校からの代表者による「いじめの問題に関する対話集会」を実施し、 意識啓発のための活動の充実を図る。
- ウ いじめの実態把握の取組状況等、学校における取組状況を点検するとともに、国及び 県が作成する教職員向けの指導用資料やチェックリストの配付等を通じ、学校における いじめの防止等の取組の充実に努める。
- エ 児童生徒、保護者及び教職員に対するいじめ防止の重要性に関する啓発のために「いじめ相談カード」「いじめ防止啓発リーフレット」「いじめ防止啓発ポスター」を配付するなど、必要な措置を講ずる。
- オ いじめの防止及び早期発見のための方策等について、調査研究に努めるとともに、国 及び県の調査研究結果を活用し、いじめ防止等の対策及び啓発活動に努める。
- カ いじめの防止等のための対策が、関係者の連携の下に適切に行われるよう、関係機関、 学校、家庭、地域社会及び民間団体の間の連携の強化、その他必要な体制の整備を図る。
- キ 学校及び家庭、地域が、組織的に連携・協働する体制を構築するため、PTAや地域の関係団体との連携促進に努める。
- ク いじめを受けた児童生徒といじめを行った児童生徒が、同じ学校に在籍していない場合であっても、学校がいじめを受けた児童生徒又は、その保護者に対する支援及び、いじめを行った児童生徒に対する指導又は、その保護者に対する助言を適切に行うことができるようにするため、学校相互間の連携協力体制の整備に努める。
- ケ いじめに関する通報及び相談を受け付けるための体制の整備及び相談窓口の周知徹底を図る。
  - (ア)教育委員会が設置している相談窓口、相談電話等の相談員の資質向上に努める。
  - (イ) 多様な相談窓口として、青森市子どもの権利相談センターにおける子どもの権利の 侵害に関する相談や青森市教育研修センターにおける教育相談、青森県総合学校教育 センターにおける教育相談等、市や関係機関等が設置した窓口を児童生徒・保護者及

び市内の関係者に周知徹底する。

- コ 保護者が、法に規定された保護者の責務等を踏まえて、子どもの規範意識を養うため の指導等を適切に行うことができるよう、保護者を対象とした啓発活動や相談窓口の周 知徹底など、家庭への支援に努める。
- サ いじめの防止等のための対策が専門的知識に基づき適切に行われるよう、教職員研修 の充実による資質能力の向上、心理、福祉等に関する専門的知識を有する者であって、 いじめの防止を含む教育相談に応じる者の確保に努める。
- シ いじめの問題に対処し、助言を行うため、学校の求めに応じて派遣される者の確保等 必要な措置を講ずるよう努める。
- ス インターネットを通じて行われるいじめに対応するため、インターネットで発信され た情報はすぐに拡散し、拡散した情報の回収は困難であること、匿名で情報を発信され る場合が多いことなど、その特性を理解し、効果的に対処できるよう、ネットパトロー ルを実施する体制の整備を図るとともに、各学校に出向いて啓発活動の充実に努める。
- セ いじめを早期に発見するため、児童生徒に対する学期に1回以上のアンケート調査及 びその他の必要な取組に関する指導・助言を行う。
- ソ 学校教育法(昭和22年法律第26号)第35条第1項(同法第49条において準用する場合を含む。)の規定による出席停止の手続き等を定めた青森市立小学校及び中学校の管理運営に関する規則(平成17年教育委員会規則第13号)第12条に基づき、いじめを行った児童生徒の保護者に対して当該児童生徒の出席停止を命ずる等、いじめを受けた児童生徒その他の児童生徒が安心して教育を受けられるようにするために必要な措置を速やかに講ずる。

## (2) いじめに対する措置

学校から法第23条第2項の規定による報告を受けたときは、その学校に対し必要な支援及び指導・助言、又は自ら必要な調査を行う。なお、市立小中学校の調査については、必要に応じ、法第14条第3項の青森市いじめ防止対策審議会を活用する。

#### (3) 重大事態への対処

法第28条に基づく調査及び措置等を適切に実施する。(重大事態への対処については「5 重大事態への対処」に詳述。)

#### (4) 学校評価の留意点、教員評価の留意点

- ア 各学校が行う学校評価において、いじめの問題を取り扱うに当たっては、いじめの有無やその多寡のみを評価するのではなく、問題を隠さず、その実態把握や対応が促され、児童生徒や地域の状況を十分踏まえ、目標を立て、目標に対する具体的な取組状況や達成状況を評価するとともに、評価結果に基づきその改善に取り組むよう、必要な指導・助言に努める。
- イ 教員評価において、いじめの問題を取り扱うに当たっては、いじめの有無やその多寡 のみを評価するのではなく、日頃から児童生徒理解や未然防止・早期発見に努めるとと もに、問題を隠さず、迅速かつ適切な対応や組織的な取組を行っていることなどについ て評価する。

#### (5) 学校運営改善の支援

- ア 教職員が児童生徒と向き合い、いじめの防止等に適切に取り組んでいくことができるようにするため、学校マネジメントを担う体制の整備を図るなど、学校運営の改善を支援する。
- イ 保護者や地域住民が学校運営に参画する学校評議員等の活用により、いじめの問題な ど、学校が抱える課題を共有し地域ぐるみで解決する仕組みづくりを推進する。

# 3 学校が実施すべき取組

学校は、いじめの防止等のため、各学校のいじめ防止基本方針に基づき、いじめの防止等の対策のための組織を中核として、校長の強力なリーダーシップの下、一致協力体制を確立し、教育委員会とも適切に連携の上、学校の実情に応じた対策を推進する必要がある。

# (1) 学校いじめ防止基本方針の策定

- ア 各学校は、国及び県の基本方針、市の基本方針等を参考にして、その学校の実情に応じ、自らの学校として、どのようにいじめの防止等の取組を行うかについての基本的な方向や取組の内容等を「学校いじめ防止基本方針」(以下「学校基本方針」という。)として定める必要がある。
- イ 学校基本方針は、例えば、いじめの防止のための取組、早期発見・早期対応の在り方、 教育相談体制、生徒指導体制、校内研修などいじめの防止等全体に係る内容とすること が必要である。

具体的な内容としては、以下のことが考えられる。

- (ア) いじめの防止の観点から、学校教育活動全体を通じて、いじめの防止に資する多様な取組が体系的・計画的に行われるよう、包括的な取組の方針を定めたり、その具体的な指導内容のプログラム化を図ったりする。
- (イ) 校内研修等、いじめへの対応に係る教職員の資質能力の向上を図る取組や、いじめの早期発見・いじめへの対処に関する取組方法等をあらかじめ具体的に定め、これらを徹底するため、国及び県のチェックリストを活用して全教職員で実施するなどの具体的な取組を盛り込んだり、これらに関する年間を通じた取組計画を定めたりする。
- (ウ)より実効性の高い取組を実施するため、学校基本方針が当該学校の実情に即して実際に機能しているかを法第22条の組織を中心に点検し、必要に応じて見直すという PDCAサイクルを学校基本方針に盛り込むことが望ましい。
- ウ 具体的な取組の策定に当たっては、学校全体での取組とするために、児童生徒が主体 的に参加できるようなものとなるよう留意する。
- エ 学校基本方針策定後、学校の取組を円滑に進めていくため、学校基本方針は保護者、 地域の意見等を反映させるなど、地域を巻き込んだ学校基本方針になるように留意する。
- オ 策定した学校基本方針については、児童生徒や保護者に示すとともに、学校のホームページなどで公開するよう努める。

#### (2) 学校におけるいじめの防止等の対策のための組織

- ア 各学校は、当該学校におけるいじめの防止等に関する措置を実効的に行うため、当該学校の複数の教職員、心理、福祉等に関する専門的な知識を有する者その他の関係者により構成される法第22条に定めるいじめの防止等の対策のための組織(以下「いじめ防止等対策委員会」という。)を置くものとする。
- イ いじめ防止等対策委員会の構成員である、管理職、生徒指導担当者、学年主任、養護教諭、学級担任や部活動指導に関わる教職員による組織は、組織的対応の中核として機能するような体制を、学校の実情に応じて決定し、必要に応じて、心理や福祉の専門家、弁護士、医師、教員経験者、警察官経験者等外部専門家などを加え、個々のいじめの防止・早期発見・対処に当たって関係の深い教職員を追加するなど、柔軟な組織として、対応することで、より実効的ないじめの防止等の対策に取り組める体制とする。
- ウ いじめ防止等対策委員会は、いじめの防止等の中核となる組織として、的確にいじめ の疑いに関する情報が共有でき、共有された情報を基に、組織的に対応できるような体 制とする。

- エ いじめ防止等対策委員会の具体的な役割としては、以下のようなことが想定される。
- (ア) 学校基本方針に基づく取組の実施や具体的な年間計画の作成・実行・検証・修正の 中核としての役割
- (イ) いじめの相談・通報の窓口としての役割
- (ウ) いじめの疑いに関する情報や児童生徒の問題行動などに係る情報の収集と記録、共 有を行う役割
- (エ) いじめの疑いに係る情報があったときには緊急会議を開いて、いじめの情報の迅速 な共有、関係のある児童生徒への事実関係の聴取、指導や支援の体制・対応方針の決 定と保護者との連携といった対応を組織的に実施するための中核としての役割
- オ いじめであるかどうかの判断は組織的に行うことが必要であるため、教職員は、ささいな兆候や懸念、児童生徒からの訴えを、一人で抱え込まずにいじめ防止等対策委員会に報告・相談する。
- カ いじめ防止等対策委員会は、集められた情報を個別の児童生徒ごとに記録し、複数の 教職員が個別に認知した情報の集約と共有化を図る。
- キ いじめ防止等対策委員会は、学校基本方針の策定や見直し、学校で定めたいじめの取組が計画どおりに進んでいるかどうかのチェックや、いじめの対処がうまくいかなかったケースの検証、必要に応じた計画の見直しなど、各学校のいじめの防止等の取組についてPDCAサイクルで検証する。

# (3) 学校におけるいじめの防止等に関する措置

学校と教育委員会は、連携して、全ての教育活動を通じた道徳教育及び体験活動等の充実を図り、児童生徒の健全な育成に努めるとともに、いじめの防止や早期発見、いじめが発生した際の対処等に当たるものとする。

学校においていじめの防止等の取組を推進するに当たっては、教職員全員の共通理解の下、複数の教職員により児童生徒を見守る体制づくりに努めるとともに家庭や地域、関係機関と連携して以下の事項に取り組む。

#### ア いじめの防止

- (ア) 児童生徒が生命のかけがえのなさに気付き、命あるものを慈しみ、畏れ、敬い、尊 ぶなど生命に対する畏敬の念や、自分を大切にするとともに、他人の人格や人権を大 切にするなど人間尊重の精神を育み、実際の生活の中で生かすことができるよう道徳 教育を推進する。
- (イ) ボランティアや職場体験をはじめとした体験活動等を推進し、地域社会や集団の中で、様々な人々との触れ合いを通し、コミュニケーション能力の育成を図る。
- (ウ) いじめはどの子どもにも起こり得るという事実を踏まえ、いじめの未然防止のため 全ての児童生徒を対象に、いじめに向かわせないための指導に取り組む。
- (エ)未然防止の基本として、児童生徒の心の通じ合うコミュニケーション能力を育み、 規律正しい態度で授業や行事に主体的に参加・活躍できるような授業づくりや集団づ くりを行う。
- (オ)児童生徒に集団の一員としての自覚や自信を育むことにより、いたずらにストレス にとらわれることなく、互いを認め合える人間関係・学校風土をつくる。
- (カ) 学校全体でいじめの防止等に取り組むことができるようにするため、教育委員会が 主催し、全小中学校からの代表者による「いじめの問題に関する対話集会」に自校の 児童生徒が参加することで、参加した児童生徒の意見発表の場を設けたり報告書の活 用をするなど、児童生徒がいじめの問題について考え、その防止に主体的に取り組む 活動を充実させる。

(キ) 教職員の言動が、児童生徒を傷つけたり、他の児童生徒によるいじめを助長したり することのないよう、指導の在り方に細心の注意を払う必要がある。

#### イ いじめの早期発見

- (ア) いじめは大人の目に付きにくい時間や場所で行われたり、遊びやふざけあいのように見えたりすることもあるため、教職員は、ささいな兆候であっても、いじめの可能性を考慮し、早い段階から的確に関わりを持ち、いじめを軽視することなく、積極的に認知する必要がある。
- (イ) 学校は定期的なアンケート調査(学期1回以上)や教育相談の実施等により、児童生徒がいじめを訴えやすい体制を整え、いじめの実態把握に取り組む。

#### ウ いじめに対する措置

- (ア) いじめの発見・通報を受けた場合には、迅速かつ組織的に対応し、いじめを受けた 児童生徒を守り通すとともに、いじめを行った児童生徒に対しても、当該児童生徒の 人格の成長を促し、教育的配慮の下、毅然とした態度で指導する。
- (イ)担任が一人で抱え込んだりせず、組織的に対応するため、定期的な情報交換を行い、 保護者の協力、関係機関・専門機関との連携の下で取り組む。
- エ 情報モラル教育の充実とインターネット上のいじめへの対応
  - (ア) インターネット上のいじめは、大人の目に触れにくく発見しにくいことから、児童 生徒に対する情報モラル教育を一層充実させるとともに、保護者に対する啓発活動に 取り組む。
  - (イ) インターネット上の不適切な書き込みなどについては、被害の拡大を防ぐために、 直ちに関係機関と連携し対応する。

# 4 家庭・地域及び関係機関等における取組の必要性

#### (1)家庭・地域及び関係機関等における取組の在り方

- ア いじめ防止等の取組は、学校だけでなく、家庭や地域、関係機関が連携して取り組む ことが重要であり、いかなるいじめも許さないという人権尊重の精神を育む体制を整備 することが必要である。
- イ 子どもの教育については、保護者に第一義的な責任があることを認識して、家庭環境や、親子関係が子どもの豊かな成長と人間関係づくりに大きく影響することを理解し、 思いやりの心、規範意識、正義感などの人間尊重の精神及び公共心などを、日頃の生活の中から育むことが大切である。

#### (2) 家庭・地域及び関係機関等での取組

- ア 家庭では、子どもが悩みを相談できる雰囲気づくりに努めるとともに、子どもを理解 し、わずかな変化にも気付くよう観察する。
- イ 家庭では、学校での出来事や友人関係を話題とするなどして、子どもとの会話を大切 にする。
- ウ 家庭では、起床時刻や就寝時刻、学習時間、自由に過ごす時間を決めるなど、基本的 な生活習慣の確立に努める。
- エ 家庭では、情報機器の使用時間やインターネットの利用の仕方など、家庭内ルールづくりに努める。
- オ 家庭では、地域の祭りや共同作業などの諸行事に参加させることで、学校では経験で きない大人との触れ合いを通して、社会規範を身に付けさせる。
- カ PTA活動においては、学校、地域と一体となった子どもの安全・安心な環境づくり といじめ防止等の取組の推進を図る。

- キ 地域では、保護者同士、地域の大人同士の関係をつくり、多くの大人たちで地域の子 どもたちを見守る環境をつくる。
- ク 相談電話や相談窓口等を開設している関係機関は、これまで以上に相談窓口の周知徹 底と学校との連携を強化するとともに、相談員の対応能力の向上を図るよう努める。

## 5 重大事態への対処

# (1)教育委員会又は学校による調査

ア 重大事態の発生と調査

(学校の設置者又はその設置する学校による対処)

- 第28条 学校の設置者又はその設置する学校は、次に掲げる場合には、その事態(以下「重大事態」という。)に対処し、及び当該重大事態と同種の事態の発生の防止に資するため、速やかに、当該学校の設置者又はその設置する学校の下に組織を設け、質問票の使用その他の適切な方法により当該重大事態に係る事実関係を明確にするための調査を行うものとする。
  - 一 いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。
  - 二 いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。

重大事態が発生した場合は、いじめを受けた児童生徒、保護者及び関係した児童生徒の心のケアに努めるとともに、専門的知識を有する外部人材を活用して事実関係などを調査し、再発防止に努める必要がある。

## (ア) 重大事態の意味について

- a 重大事態となる案件とは、法第28条1項の各号に規定する児童生徒の状況に至る要因が当該児童生徒に対して行われるいじめをいう。
- b 第1号の「生命、心身又は財産に重大な被害」については、いじめを受ける児童 生徒の状況に着目し、例えば、
  - ・児童生徒が自殺を企図した場合
  - ・身体に重大な傷害を負った場合
  - ・金品等に重大な被害を被った場合
  - ・精神性の疾患を発症した場合

などのケースが想定される。

- c 第2号の「相当の期間」については、不登校の定義を踏まえ、年間30日を目安とする。ただし、児童生徒が一定期間、連続して欠席しているような場合には、上記目安に関わらず、教育委員会又は学校の判断により、迅速に調査に着手することが必要である。
- d 児童生徒や保護者からいじめられて重大事態に至ったという申立てがあったと きは、その時点で学校が「いじめの結果ではない」あるいは「重大事態とはいえな い」と考えたとしても、重大事態が発生したものとして報告・調査等に当たる。

#### (イ) 重大事態の報告

学校は、重大事態が発生した場合、速やかにその旨を、教育委員会を経由して市長 に報告する。

- (ウ) 調査の趣旨及び調査主体について
  - a 調査の趣旨
    - (a) 法第28条の調査は、重大事態に対処するとともに、同種の事態の発生を防止

するために行うものである。

(b) 重大事態が発生した場合、教育委員会は、その事案の調査を行う主体や、どのような調査組織とするかについて判断する。

#### b 調査主体

- (a) 調査の主体は、学校が主体となって行う場合と、教育委員会が主体となって行う場合があるが、これまでの経緯や事案の特性、いじめられた児童生徒又は保護者の訴えなどを踏まえ、学校主体の調査では、重大事態への対処及び同種の事態の発生の防止に必ずしも十分な結果を得られないと教育委員会が判断する場合や、学校の教育活動に支障が生じるおそれがあるような場合には、教育委員会において調査を実施する。
- (b) 学校が調査主体となる場合であっても、法第28条第3項に基づき、教育委員会は調査を実施する学校に対して必要な指導及び支援を行う。

#### (エ) 調査を行うための組織について

- a 教育委員会又は学校は、その事案が重大事態であると判断したときは、当該重大 事態に係る調査を行うため、速やかに、その下に組織を設ける。
- b この組織の設置に当たっては、弁護士や精神科医、学識経験者、心理や福祉の専門家等の専門的知識及び経験を有する者であって、当該いじめ事案の関係者と直接の人間関係又は特別の利害関係を有しない者(第三者)を加えることにより、当該調査の公平性・中立性を確保するよう努める。
- c 市立小中学校における調査を教育委員会が調査主体となって行う場合は、法第14条第3項の青森市いじめ防止対策審議会により調査を行う。
- d 学校が調査の主体となる場合、調査の迅速化を図るため、各学校の既存のいじめ 防止等対策委員会等を母体として、当該重大事態の性質に応じて適切な専門家を加 えて調査を実施する。

#### (オ) 事実関係を明確にするための調査の実施

#### a 調査の在り方

- (a)「事実関係を明確にする」とは、重大事態に至る要因となったいじめ行為が、いつ(いつ頃から)、誰から行われ、どのような態様であったか、いじめを生んだ背景事情や児童生徒の人間関係にどのような問題があったか、学校・教職員がどのように対応したかなどの事実関係を、可能な限り網羅的に明確にすることである。この際、因果関係の特定を急ぐべきではなく、客観的な事実関係を速やかに調査する必要がある。
- (b) 本調査は、民事・刑事上の責任追及やその他の争訟等への対応を直接の目的とするものではなく、学校と教育委員会が事実に向き合うことで、当該事態への対処や同種の事態の発生防止を図るために行うものである。
- (c) 重大事態の調査により明らかになった事実関係が、教育委員会及び学校にとってたとえ不都合なことであったとしても、関係者で情報を共有し、隠さずに事実にしっかりと向き合い、再発防止に努める必要がある。
- b いじめられた児童生徒からの聴き取りが可能な場合の調査
  - (a) いじめられた児童生徒からの聴き取りが可能な場合、いじめられた児童生徒から十分に聴き取るとともに、在籍児童生徒や教職員に対する質問紙調査や聴き取り調査などを行う。この際、質問票の使用に当たり個別の事案が広く明らかになり、いじめられた児童生徒の学校復帰が阻害されることのないよう配慮するなど、いじめられた児童生徒や情報を提供してくれた児童生徒を守ることを最優先と

した調査を実施する必要がある。

- (b) 調査による事実関係の確認とともに、いじめた児童生徒への指導を行い、いじめ行為を止めさせる。
- (c) いじめられた児童生徒に対しては、事情や心情を聴取し、いじめられた児童生徒の状況に応じた継続的なケアを行い、落ち着いた学校生活復帰の支援や学習支援等をする必要がある。
- c いじめられた児童生徒からの聴き取りが不可能な場合の調査
  - (a) 児童生徒の入院や死亡など、いじめられた児童生徒からの聴き取りが不可能な場合は、当該児童生徒の保護者の要望・意見を十分に聴取し、迅速に当該保護者に今後の調査について協議し、調査に着手する必要がある。
  - (b)調査方法としては、在籍児童生徒や教職員に対する質問紙調査や聴き取り調査 などを行う。

#### (カ) 自殺の背景調査の実施

- a 調査の在り方
  - (a) 児童生徒の自殺という事態が起こった場合の調査の在り方については、その後の自殺防止に資する観点から、自殺の背景調査を実施する必要がある。
  - (b) 本調査においては、亡くなった児童生徒の尊厳を保持しつつ、その死に至った 経過を検証し再発防止策を構ずることを目指し、遺族の気持ちに十分配慮しなが ら行う必要がある。
  - (c) いじめがその要因として疑われる場合の背景調査については、法第28条第1項に定める調査に相当することとなり、その在り方については、下記bの事項に留意する。
- b 自殺の背景調査における留意事項
  - (a) 背景調査に当たり、遺族が、当該児童生徒を最も身近に知り、また、背景調査 について切実な心情を持つことを認識し、その要望・意見を十分に聴取するとと もに、できる限りの配慮と説明を行う。
  - (b) 在校生及びその保護者に対しても、できる限りの配慮と説明を行う。
  - (c) 死亡した児童生徒が置かれていた状況として、いじめの疑いがあることを踏まえ、教育委員会又は学校は、遺族に対して主体的に、在校生へのアンケート調査や一斉聴き取り調査を含む詳細調査の実施を提案する。
  - (d)詳細調査を行うに当たり、教育委員会又は学校は、遺族に対して、調査の目的・ 目標、調査を行う組織の構成等、調査の概ねの期間や方法、入手した資料の取扱 い、遺族に対する説明の在り方や調査結果の公表に関する方針などについて、で きる限り、遺族と合意しておく必要がある。
  - (e)調査を行う組織については、弁護士や精神科医、学識経験者、心理や福祉の専門家等の専門的知識及び経験を有する者であって、当該いじめ事案の関係者と直接の人間関係又は特別の利害関係を有する者ではない者(第三者)について、職能団体や大学、学会からの推薦等により参加を図ることにより、当該調査の公平性・中立性を確保するよう努める。
  - (f)背景調査においては、自殺が起きた後の時間の経過等に伴う制約の下で、できる限り、偏りのない資料や情報を多く収集し、それらの信頼性の吟味を含めて、 客観的に、特定の資料や情報にのみ依拠することなく総合的に分析評価を行うよう努める。
  - (g) 客観的な事実関係の調査を迅速に進めることが必要であり、それらの事実の影

響についての分析評価については、専門的知識及び経験を有する者の援助を求めることが必要であることに留意する。

- (h) 学校が調査を行う場合においては、教育委員会は、情報の提供について必要な 指導及び支援を行う。
- (i)情報発信・報道対応については、プライバシーへの配慮のうえ、正確で一貫した情報提供が必要であり、初期の段階で情報がないからといって、トラブルや不適切な対応がなかったと決めつけたり、断片的な情報で誤解を与えたりすることのないよう留意する。なお、亡くなった児童生徒の尊厳の保持や、子どもの自殺は連鎖(後追い)の可能性があることなどを踏まえ、報道の在り方に特別の注意が必要である。

#### (キ) その他留意事項

- a 法第23条第2項においても、いじめの事実の有無の確認を行うための措置を講ずることとされており、学校において、いじめの事実の有無の確認のための措置を講じた結果、重大事態であると判断した場合も想定されるが、それのみでは重大事態の全体の事実関係が明確にされたとは限らないことから、法第28条第1項の「重大事態に係る事実関係を明確にするための調査」として、第23条第2項で行った調査資料の再分析や、必要に応じて新たな調査を行う。ただし、法第23条第2項による措置によって、事実関係の全貌が十分に明確にされたと判断できる場合は、この限りでない。
- b 重大事態が発生した場合に、関係のあった児童生徒が深く傷つき、学校全体の児童生徒や保護者や地域にも不安や動揺が広がることがあることから、教育委員会及び学校は、児童生徒や保護者の心のケアと落ち着いた学校生活を取り戻すための支援に努めるとともに、予断のない一貫した情報発信、個人のプライバシーへの配慮に留意する必要がある。
- c 教育委員会では、義務教育段階の児童生徒に関し事案の重大性を踏まえ、出席停止措置の活用やいじめられた児童生徒又はその保護者が希望する場合には、就学校の指定の変更や区域外就学の弾力的な対応をする。

#### イ 調査結果の提供及び報告

(ア) いじめを受けた児童生徒及びその保護者に対する情報を適切に提供する責任

(学校の設置者又はその設置する学校による対処)

- 第28条第2項 学校の設置者又はその設置する学校は、前項の規定による調査を行ったときは、当該調査に係るいじめを受けた児童等及びその保護者に対し、当該調査に係る重大事態の事実関係等その他の必要な情報を適切に提供するものとする。
- a 教育委員会又は学校は、いじめを受けた児童生徒やその保護者に対して、事実関係等その他の必要な情報を提供する責任を有することを踏まえ、調査により明らかになった事実関係について、いじめを受けた児童生徒やその保護者に対して説明する。この情報の提供に当たっては、適時・適切な方法で、経過報告を行う。
- b これらの情報の提供に当たっては、いたずらに個人情報保護を楯に説明を怠るようなことがあってはならず、教育委員会又は学校は、他の児童生徒のプライバシー 保護に配慮するなど、関係者の個人情報に十分配慮し、適切に提供する。
- c 質問紙調査を実施する場合は、事前に調査対象となる児童生徒やその保護者に対し、その結果をいじめられた児童生徒又はその保護者に提供する場合があることを 説明するなどの措置が必要であることに留意する。
- d 学校が調査を行う場合においては、教育委員会は、情報の提供の内容・方法・時

期等について必要な指導及び支援を行う。

#### (イ) 調査結果の報告

- a 調査結果については、速やかに教育委員会を経由して市長に報告する。
- b 上記(ア)の説明の結果を踏まえて、いじめを受けた児童生徒又はその保護者が 希望する場合には、いじめを受けた児童生徒又はその保護者の所見をまとめた文書 の提供を受け、調査結果の報告に添えて市長に送付する。

# (2)調査結果の報告を受けた市長による再調査及び措置

#### ア 再調査

(公立の学校に係る対処)

- 第30条第2項 前項の規定による報告を受けた地方公共団体の長は、当該報告に係る 重大事態への対処又は当該重大事態と同種の事態の発生の防止のため必要があると認 めるときは、附属機関を設けて調査を行う等の方法により、第28条第1項の規定に よる調査の結果について調査を行うことができる。
- (ア)上記(1)イ(イ)の報告を受けた市長は、当該報告に係る重大事態への対処又は 当該重大事態と同種の事態の発生の防止のため必要があると認めるときは、上記(1) アの調査の結果について調査(以下「再調査」という。)を行う。
- (イ) 再調査を行うに当たっては、専門的な知識又は経験を有する第三者等による附属機 関を設けて行い、公平性・中立性を確保するよう努めるものとする。
- (ウ) 市長による再調査についても、教育委員会または学校による調査に準じて、いじめを受けた児童生徒及びその保護者に対して、適時・適切な方法で、調査の進捗状況等及び調査結果を説明するよう努めるものとする。

#### イ 議会への報告

- (ア) 市長は、法の規定に基づき、再調査の結果を議会に報告する。
- (イ)議会に報告する内容は、個々の事案の内容に応じて適切に設定するとともに、個人情報の保護について十分に配慮するものとする。
- ウ 再調査の結果を踏まえた措置
  - (ア) 市長及び教育委員会は、再調査の結果を踏まえ、自らの権限及び責任において、当該重大事態への対処又は同種の事態の発生の防止のために必要な措置を講ずる。
  - (イ)教育委員会においては、指導主事や市教育研修センターの専門家の派遣による重点的な支援、心理や福祉の専門家、教員経験者・警察官経験者など外部専門家の配置等、必要な措置を検討する。

市長においては、青少年健全育成や児童福祉などの総合的な観点から必要な措置を検討する。

# 第3 その他いじめの防止等のための対策に関する重要事項

#### 1 市の基本方針の見直し時期

市は、3年の経過を目途として基本方針を見直すとする国の動向等を勘案して、基本方針の見直しを検討し、必要があると認めるときは、その結果に基づいて必要な措置を講じる。